

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症について5類感染症への移行に伴い、学校における新型コロナウイルス感染症対策について、児童生徒や教職員が感染者等となった場合の臨時休業や出席停止等の対応について、下記のとおり改定します。

学校においては5類感染症への移行後も、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導（ハンカチ・ティッシュ等や状況に応じてマスクの準備もお願いします。）といった対策を講じて教育活動を進めてまいります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

### 1 出席停止等の扱いについて

項目		5月7日（日）まで（これまでの対応）	5月8日（月）以降（改定内容）
新型コロナウイルス感染症に感染した場合	出席停止の期間について	①症状がある場合 発症した後7日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止となります。 ②無症状の場合 検体を採取した日から7日を経過するまで（採取日の翌日を1日目とする）出席停止となります。	①症状がある場合 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止となります。 <b>（発症日を0日目として翌日より1日目となります）</b> ②無症状の場合 検体を採取した日から5日を経過するまで出席停止となります。 <b>（採取日の翌日を1日目とする）</b>  ※発症または検体採取日から10日を経過するまでマスクの着用を推奨します。ただし、マスク着用を強いることはしません。マスク着用の有無による差別や偏見等がないよう学校でも指導をします。
	感染の確認方法	医療機関や軽症者登録センターからのチラシやメール等	出席停止期間終了報告書（学校から家庭に報告書をお渡しします。必要事項をご記入をうえ、期間終了後学校へ提出ください。）市教育委員会HPよりダウンロード可能です。
濃厚接触者		陽性者との最終接触の日後5日を経過するまで出席停止となります。	濃厚接触（相当）者の特定はしないため、出席停止の対象とはなりません。
児童生徒の体調にいつもと違う異変がある場合		症状がなくなるまで出席停止となります。	出席停止としません（出席可能となるまで病気として欠席扱いとなります。）ただし、 <b>コロナウイルス感染症と判明した場合は、さかのぼって出席停止となります。</b> ※児童生徒の医療機関への受診を推奨します。
同居の家族が有症状の場合		①家族が陽性の場合 最終接触の日から5日間の出席停止となります。 ②家族が陰性または健康観察が必要な場合 家族が軽快するまで出席停止となります。	出席停止としません ※家族の新型コロナウイルス感染症発症から7日を経過するまでは、特に注意をして児童生徒の健康観察を行い、マスク着用を推奨します。ただし、マスク着用を強いることはしません。マスク着用の有無による差別や偏見等がないよう学校でも指導をします。
感染への不安等がある場合	対象者	①同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどによる保護者から欠席相談があり、 <b>合理的な理由があると</b> 校長が認めた児童生徒 ②医療的ケアを必要とする児童生徒（主治医等の確認） ③基礎疾患があることにより重症化リスクが高い児童生徒（主治医の確認）	左記の通りで変更はありません。
	期間	校長が必要と認めた期間	左記の通りで変更はありません。

### 2 学級・学年・学校閉鎖の条件や期間について

項目		5月7日（日）まで（これまでの対応）	5月8日（月）以降（改定内容）
学級閉鎖について	条件	欠席者の割合が概ね20%となった場合実施 （少数の学級のについては、概ね20%の感染が確認されても、その間で感性経路に関連のない場合や学級内の他の児童生徒に感染が広がっている恐れがない場合は、必ずしも学級閉鎖を行うことはしません）	左記の通りで変更はありません。
	期間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	5日程度を目安に実施（学校医の助言等を踏まえて市教委が決めた期間）
学年・学校閉鎖について	条件	複数の学級・学年を閉鎖するなど、学年・学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は実施する。	左記の通りで変更はありません。
	期間	陽性者の最終登校日から5日を経過するまで	5日程度を目安に実施（学校医の助言等を踏まえて市教委が決めた期間）

### 3 健康観察について

項目		5月7日（日）まで（これまでの対応）	5月8日（月）以降（改定内容）
健康観察について		①家庭において 自宅検温（朝晩）し健康チェックカード等を提出をお願いします。 ②学校において 登校後、すぐに健康観察カードを確認します。 登校前に検温できなかった児童生徒は保健室で検温等実施します。	<b>健康チェックカードは原則行いません。</b> ①家庭において 体調（発熱、咽頭痛、咳等）に異常がないか確認（必要に応じ検温を実施）をお願いします。 <b>体調に普段と異なる症状（発熱、咽頭痛、咳等）がある時は無理して登校しないようお願いします。</b> ②学校において 短学活や毎授業開始時に体調不良者がいないか確認します。（1時限目は特に注意する。）

### 4 マスクの着用について

項目		5月7日（日）まで（これまでの対応）	5月8日（月）以降（改定内容）
マスクの着用について		学校教育活動に当たってマスクの着用は求めません。4月1日以降 ※給食配膳時や家庭科などの調理時はマスク着用をします。 ※登下校時における混雑した電車やバスを利用する場合や校外学習等において医療機関や高齢者施設等へ訪問する場合等、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスク着用することを推奨します。基礎疾患があるなど様々な事情によりマスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることはしない。その際、マスク着用の有無による差別や偏見等がないよう学校でも適切な指導を行う。	左記の通りで変更はありません。 ※学校給食の場面においては、「黙食」は必要としません。

### 5 部活動について

項目		5月7日（日）まで（これまでの対応）	5月8日（月）以降（改定内容）
部活動について	臨時休業中の部活動	臨時休業になった場合、部活動は行いません。	左記の通りで変更はありません
	臨時休業中の大会への参加	陽性者及び濃厚接触者以外の生徒は、公式大会等の前日または当日に高病原性検査を実施し陰性が確認できていることを条件に公式大会等に参加できます。	陽性者以外の生徒は、検温等により健康観察を行い体調不良が無いことを確認の上、学校医の助言を踏まえて学校長の判断により公式大会等に参加できます。

※各圏域の感染警戒レベルに応じた感染防止対策は、令和5年5月8日から感染警戒レベルが廃止されることから令和5年5月7日付けで終了します。  
 ※表中の黒字は、長野県保健厚生課発出の「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染性対策」を、赤字は国や市からの感染性対策や補足を記しています。